

令和6年度 北区職員(看護師)募集案内

令和6年12月26日
東京都北区

1 採用区分・採用予定数・勤務場所等

採用区分	職 種	採用予定数	主な勤務場所
Ⅱ類	看護師	若干名	保育園、障害者福祉施設、一時保護所（令和8年度開設予定）等 ※室内・敷地内禁煙

2 受験資格

- (1) 国籍を問わず、昭和55年4月2日以降に生まれた方
(2) **看護師**の免許を有する方
(令和7年3月31日までに免許取得見込みの方を含む。)

- ※ 現に北区の常勤職員である方（育児休業代替任期付職員、臨時的任用職員、教育公務員は除く）は受験できません。
- ※ 地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する方（4頁参考欄参照）は受験できません。
- ※ 受験できる日本国籍を有しない方の範囲は、「出入国管理及び難民認定法別表第2（永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者）に掲げる在留資格を有する者並びに日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者」とします。
- ※ 看護師免許取得見込みで受験した方が国家試験に合格しなかった場合は、採用いたしません。

3 採用予定日

令和7年4月1日以降

4 選考方法・日程等

(1) 第一次選考


実施日	令和7年1月25日（土）	(集合時間・会場等の詳細は、 受験票に記載します。)
選考会場	区内施設	
選考方法	作文	課題式により800字程度（1時間）
結果発表	令和7年2月上旬予定 (可否にかかわらず本人宛に通知します。)	

(2) 第二次選考（第一次選考合格者に対して、下記により行います。）

実施日	令和7年2月中旬予定	(集合時間及び会場等は、第一次選考合格通知とあわせてお知らせします。)
選考会場	区内施設	
選考方法	個別面接	
結果発表	令和7年2月下旬予定 (合否にかかわらず本人宛に通知します。)	

5 受験手続

(1) 申込

申込方法	下記申込URL、または二次元コードより申込フォームにアクセスし、画面の指示に従ってすべての必要項目を正しく入力して、下記申込期間中に申請してください。
申込URL	令和6年度北区職員 (看護師)採用選考申込(LOGOフォーム) https://logoform.jp/form/VNHo/859225 
申込期間	令和6年12月27日(金)午前9時から 令和7年1月15日(水)午後5時まで【期間内受信有効】

※申込期間中に正常に受信したものを有効とします。この場合、採用選考の申し込みを受け付けた旨のメールが自動送信されますので、メールが届かない場合は申込期間中に必ず下記問い合わせ先までご連絡ください。

※システム保守整備のため申込期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止及び通信障害等が起きた場合のトラブルは、責任を負いません。

(2) 受験票送付

申込期間終了後に電子メールにて、受験票の案内メールを送信します。メールが届いたら、受験票を印刷して選考当日持参してください。

また、令和7年1月22日(水)までにメールが届かない場合は、1月23日(木)以降に、下記問い合わせ先までご連絡ください。

6 勤務条件

(1) 給与等

採用区分	初任給（地域手当含む）		その他の手当
Ⅱ類	短大2卒	約256,900円	条例等の定めるところにより、扶養手当・住居手当・通勤手当・期末手当・勤勉手当などが支給されます。
	短大3卒	約263,400円	

※ 職務経験等がある場合には、一定の基準により加算されます。

※ 昇給は、原則として年1回行われます。

※ 採用までに給与改定等があった場合には、その額によります。

(2) 勤務時間等

勤務時間	原則として、午前8時30分～午後5時15分、休憩時間を除き1日7時間45分（1週間38時間45分勤務） ※ただし、勤務場所により異なる場合があります。
休日	土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始 ※ただし、勤務場所により異なる場合があります。

(3) 有給休暇等

年次有給休暇は、1年度に20日付与されます。

その他に夏季休暇、慶弔休暇、妊娠出産休暇、育児休業等の制度があります。

(4) 福利厚生

共済制度	東京都職員共済組合
互助制度	特別区職員互助組合、北区職員互助会
健康管理	年1回、定期健康診断及び腰痛・頸肩腕健康診断等を実施
被服貸与	トレーニングウェア等

《参考》地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 民法の一部を改正する法律(平成11年法律第149号)附則第3条第3項の規程により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。

【問い合わせ先】

北区総務部職員課人事係(第一庁舎3階8番)

〒114-8508 東京都北区王子本町1-15-22

TEL 03-3908-8031(直通)

(土日・休日を除く午前8時30分から午後5時まで)